

報告日： 令和4年3月7日

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

| | |
|-------|--------------|
| 法人名 | 学校法人京都産業大学 |
| 法人代表者 | 理事長 大城 光正 |
| 担当部署 | 総務部 |
| お問合せ先 | 075-705-1408 |

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

| 基本原則 | 基本原則の遵守状況 | 遵守原則 | 遵守原則の遵守状況 |
|---------------------|-----------|------|-----------|
| I. 自律性の確保 | 未遵守 | 1-1 | ③「遵守不十分」 |
| II. 公共性の確保 | 遵守 | 2-1 | ①「遵守」 |
| | | 2-2 | ①「遵守」 |
| III. 信頼性・ 透明性の確保 | 未遵守 | 3-1 | ③「遵守不十分」 |
| | | 3-2 | ①「遵守」 |
| | | 3-3 | ②「限定付遵守」 |
| IV. 継続性の確保 | 未遵守 | 4-1 | ③「遵守不十分」 |
| | | 4-2 | ①「遵守」 |

3. 遵守状況の確認フロー図

| |
|---|
| <p>○担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成 ↓ 附議</p> <p>○常任理事会：遵守状況の確認・了承 ↓ 附議</p> <p>○理事会：遵守状況の確認・了解 ↓ 報告</p> <p>○私大連 ○評議員会 ↓ 公表・報告</p> <p>○ステークホルダー</p> |
|---|

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則 1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | ③「遵守不十分」 |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>基本的には私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守しているものの、下記の通り、一部の「実施項目」を遵守できていないため、遵守不十分としている。</p> <p>該当項目：実施項目 1-1 「④中長期計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。」</p> <p>当法人では、中長期計画に上記の人材育成、登用の方針を盛り込んでいない。</p> <p>なお、かねてから法人のガバナンス確保のために、(1)多様な分野における経験や知見を大学経営に活かすため、組織経営や行政活動において経験豊富な外部人材を理事に積極的に登用する、(2)経営と教学の意思疎通を図るため、副学長を理事に登用する、(3)事務職員においては役責等級基準を定め、事務部長を経営職に規定し、私学経営並びに大学等に関する意思決定を補佐する位置づけとして、経営人材の育成をする、などの取組を行っている。</p> <p>今後、さらなるガバナンス機能の向上のため、令和4年度中に中長期的な視点に基づく「理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針」の策定に着手することを目指す。</p> |

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則 2-1 有益な人材の育成

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 遵守状況 | ①「遵守」 |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | 私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 |

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 遵守状況 | ①「遵守」 |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | 私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 |

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則 3 - 1 法令の遵守、社会貢献

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | ③「遵守不十分」 |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>基本的には私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。</p> <p>そのうち、実施項目 3 - 1 「⑥監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。」に関しては「実施項目」以外の方策等により遵守している。</p> <p>当法人の監事の現員は 2 名ということもあり、機動的かつ柔軟に情報共有を行うことができる体制にあることから、現在のところ監事会は開催していないが、毎月の理事会及び評議員会の前後等において、監事間の連携を図っていた。</p> <p>一方、実施項目 3 - 1 「①『私立大学の明日の発展のために－監事監査ガイドライン－（私大連 監事会議）』を参考に、監事監査基準（監事監査規程）、監事監査計画や監査報告書を策定する。」については、一部遵守できていない事項があるため、遵守原則 3 - 1 に関しては、遵守不十分としている。</p> <p>当法人では、学校法人の役員として、その職務を十分に果たしていただくよう『私立大学の明日の発展のために－監事監査ガイドライン－（私大連 監事会議）』を参考に、監事業務のサポートを行っており、監事監査報告書は当該ガイドラインに沿って作成している。一方、監事監査基準及び監事監査計画は現在のところ策定していないが、当該ガイドラインを参考に、その内容を十分に踏まえたうえで、適切な監事の職務執行を促している。</p> <p>今後は、理事会による理事の職務の執行監督機能の向上及び監事機能の実質化のため、令和 4 年度中に、監事監査基準及び監事監査計画を策定することを検討している。</p> |

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 遵守状況 | ①「遵守」 |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | 私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 |

遵守原則 3-3 積極的な情報公開

| | |
|----------------|---|
| 遵守状況 | ②「限定付遵守」 |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>基本的には私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守しているものの、実施項目3-3-1「①いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。」が遵守できていないことから、重点事項3-3-1「会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。」に関して未遵守としている。</p> <p>当法人では、私立学校法第63条の2による情報の公表について、学校法人京都産業大学寄附行為第39条に定め、適宜、公表する体制を構築している。また、学校教育法施行規則第172条の2をはじめとする関係法令に規定されるその他の情報についても、適宜、遺漏なく情報を公表しており、広く社会に対して説明責任は果たせていると考えている。しかしながら、情報公開に関して体系的に整理し明文化した、情報公開基準または同ガイドライン等の諸規程を整備していない。</p> <p>一方、重点事項3-3-2「会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。」に関しては私大連コードに定められた「実施項目」に基づき遵守していることから、本遵守原則としては、限定付遵守としている。</p> <p>今後、継続的かつ時宜に適った情報公開を広く社会に行うための制度整備として、令和4年度中に、情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備することを検討している。</p> |

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

| | |
|----------------|---|
| 遵守状況 | ③「遵守不十分」 |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>基本的には私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。</p> <p>そのうち、実施項目4-1「⑦政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。」に関しては「実施項目」以外の方策等により遵守している。</p> <p>当法人では、政策を策定、管理する責任者による政策の執行状況の確認方法について、ITの活用等ではなく、理事会や常任理事会、適宜個別での報告等でなされている。特に中長期計画である『神山STYLE2030』の行動計画の定量的指標・目標の達成度管理は、同計画の検証会議及び検証会議小委員会において確認し、理事会に報告する体制を構築している。このことから、必ずしもその仕組みの構築がITの活用等によるものではないが、政策の執行状況の確認は、別の方策により担保していると考えている。</p> <p>一方、実施項目4-1「⑭理事、評議員及び監事に対する研修機会を提供しその充実を図る。」については、一部遵守できていない事項があるため、遵守原則4-1に関しては、遵守不十分としている。</p> <p>当法人では、理事及び監事に対しては、文部科学省や日本私立大学連盟が主催する研修会、教学面等においても適宜、外部団体の研修に参加するなどといった研修機会を提供している。評議員に対しては、研修の機会こそ提供していないものの、就任時に評議員の職務について十分に説明するとともに、評議員会開催の際には、事業計画や予算、事業報告、決算といった学校法人に関する情報以外にも、設置する学校の状況等、幅広い情報について提供しながら、充実を図っている。</p> <p>今後、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のための、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図るため、評議員への研修機会の提供については、令和4年度中に改善に向けて着手し、さらなる評議員会機能の強化を目指す。</p> |

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 遵守状況 | ①「遵守」 |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | 私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 |